

寒川町ふれあいセンター

## 各施設の利用についての基本的事項

- ①寒川町ふれあいセンターの施設は、個人利用と予約による団体利用の2つに分ける。
- ②団体利用ができる施設  
会議室 A 会議室 B 調理実習室兼サロン室
- ③個人利用ができる施設  
調理実習室兼サロン室（予約団体利用者がいない場合に限る）

### 1. 会議室 A 及び B

#### (1) 基本的な運用

- ・ 会議室 A 及び B は、団体利用のために開放する。
- ・ 利用者は「寒川町ふれあいセンター利用申込書」(第3号様式ないし第1号様式)を提出する。
- ・ 貸出しは全面とし、部分貸出しはしない。
- ・ 仕切板の移動及び可動ステージ設置・収納は職員が行うが、基本的には利用不可。
- ・ 飲食は、原則として不可とする。
- ・ 利用者は、予約時間より前には入室しない。
- ・ 利用者は、予約時間内に退室する。
- ・ 退出時は、必ず消灯する。
- ・ 利用者が出したごみ（茶殻等を含む）は、必ず持ち帰る。
- ・ センター内は原則禁煙とする。
- ・ 利用終了後、利用者に現状復帰するとともに、「退館チェック表」を提出する。

#### (2) 照明

- ・ 節電に努める。

#### (3) 空調

- ・ 夏季期間（6～9月）の設定温度に注意し、過度の冷房をしない。
- ・ 冬季期間（12～4月）の設定温度に注意し、過度の暖房をしない。
- ・ 会議室 A B のカーテンは長尺で開閉をすると、壊れやすいので開閉しない。

#### (4) 利用できる事業

- ・ 寒川町ふれあいセンター条例第7条第2項各号に該当しない事業
- ・ 高齢者が要介護状態になることを予防するための事業

- ・ 介護方法の普及に関する事業

## 2. 調理実習室兼サロン室

### (1) 基本的な運用

- ・ 調理実習室兼サロン室は、予約団体利用者のために開放する。ただし、予約団体利用者はいない場合には、サロン部分のみ個人に開放する。
- ・ 飲食を可とする。(アルコール類については禁止とする。)
- ・ 予約団体利用者が調理器具及び食器等を利用した場合は、終了後洗浄し、元の位置に収納するとともに、茶殻を含むすべてのごみは必ず持帰る。
- ・ 利用者は、予約時間より前には入室しない。
- ・ 利用者は、予約時間内に退室する。
- ・ 退出時は、必ず消灯する。
- ・ その他、利用者が出したごみは、必ず持ち帰るよう指導する。
- ・ ふれあいセンター内は原則禁煙とする。
- ・ 受付カウンターにある「ふれあいセンターサロン室使用簿」に記入する。

### (2) 照明

- ・ 節電に努める。

### (3) 空調

- ・ 夏季期間(6~9月)の設定温度に注意し、過度の冷房をしない。
- ・ 冬季期間(12~4月)の設定温度に注意し、過度の暖房をしない。
- ・ 外気導入に心がける。

### (4) 利用できる事業

- ・ 寒川町ふれあいセンター条例第7条第2項各号に該当しない事業
- ・ 高齢者が要介護状態になることを予防するための事業
- ・ 介護方法の普及に関する事業
- ・ 上記ア、イ、ウに係る事業で飲食(アルコール類を除く。)が伴う事業

## 予 約

1. 予約により利用できる時間帯
  - (1) 午前9時から午後1時まで
  - (2) 午後1時から午後5時までの2区分に定める。ただし、他に支障のない範囲内において、2区分通して利用することができる
2. 予約は、利用希望日の属する月の2カ月前の1日から10日までとし、施設、利用希望日、区分を指定のうえ、第3号様式で受付をする。この期間内で利用者の希望する枠が重複した場合は、抽選とし、2カ月前の11日から15日の間で抽選を行い、利用者を決定し、すべての利用者に2カ月前の15日までに第3号様式で通知する。
3. 随時受付として、利用希望日の属する月の2カ月前の16日から利用希望日前日までには先着順とし、第1号様式にて受付をする。
4. 上記2の受付は休館日以外のすべての日（1日から10日）受付をする、3の受付は、休館日、土曜日、日曜日、休日を除き受付をする。
5. 団体利用者は、あらかじめ「寒川町ふれあいセンター施設利用登録（新規・変更・取消）申込書」により、団体登録をしなければならない。
6. 登録できる団体は、町内に住所を有する60歳以上の者10名以上で構成する団体とする。